

施設基準届出項目

当院では、厚生労働大臣が定める以下の施設基準に適合し、中国四国厚生局長に届出を行って診療を行っています。

特定入院料	精神療養病棟入院料（2F、3F、4F各56床） 精神療養病棟入院料重症者加算1
精神科専門療法	精神科作業療法 医療保護入院等診療料 精神科デイケア（大規模） 精神科ショートケア（大規模） 抗精神病特定薬剤治療指導管理料 通院・在宅精神療法の注12に規定する情報通信機器を用いた精神療法の施設基準
入院ベースアップ評価料18	
外来・在宅ベースアップ評価料（I）	
情報通信機器を用いた診療に係る基準	
入院時食事療養（I）	

当院では、入院時食事療養（I）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。